

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

長野労働局

1 特別相談窓口の設置による労働者、企業等からの相談等への対応（別添1）

長野労働局（雇用環境・均等室）、県内各労働基準監督署及び各ハローワーク（公共職業安定所・同出張所）に「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を設置し、県内企業及び労働者等からの問合せ・相談に対応している。

（令和2年3月12日現在）

相談件数

1,020件（事業主671、社会保険労務士149、労働者117など）

相談内容

延べ1,093件（雇用調整助成金527、保護者の休暇取得支援（助成金）199、休業144など）

2 「Q&A」を活用した企業や労働者への情報提供、法令の周知等

県内企業や労働者への情報提供、法令の周知のため、「新型コロナウイルスに関するQ&A」を作成。

特別相談窓口や労働局ホームページで周知するとともに、主要経済団体、連合長野などにも協力いただき、県内への普及浸透を図っている。

（内容）

- ① 風邪の症状がある方、感染が疑われる方への対応
- ② 感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）
- ③ 雇用調整助成金の特例措置等
- ④ 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）
- ⑤ その他（変形労働時間制、36協定の特別条項など）

3 助成金制度の新設及び特例措置等の拡大による雇用の維持・確保等（別添2）

労働者が安心して働くことができる環境整備のため、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるよう、助成金制度の新設及び特例措置の拡大を実施。

労働局等においてこれら制度の広報・周知に努めるとともに、企業に対し制度を活用した雇用の維持・確保を要請。

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新設）

○雇用調整助成金（特例措置の拡大）

4 上記の各措置の実施に際しての長野県、市町村、主要経済団体、連合長野等との連携

長野県との間で継続的に情報交換、情報共有を図り、3月11日には「新型コロナウイルス感染症対応に係る長野労働局と長野県との連絡調整会議」を開催。

また、市町村、主要経済団体、連合長野等との間でも、①企業への支援制度の周知、②休みやすい環境の整備、病気休暇制度の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用促進等に係る協力要請、③助成金制度等の説明会の共同開催、④意見交換の実施等を通じ、連携を図っているところ。

新型コロナウイルス感染症の影響等に係る対応状況について

長野労働局

1 新型コロナ感染症の影響等に係る特別相談窓口の設置

(1) 設置日・設置場所

令和2年2月14日(金) 長野労働局雇用環境・均等室、各ハローワーク

令和2年3月2日(月) 各労働基準監督署(対象拡大)

2 相談状況

(1) 相談者数 (令和2年3月12日現在) 1,020件

(2) 相談件数 (") 1,093件(複数回答)

※相談件数等は、特別相談窓口寄せられた相談のほか、労働局内の各課室及び県内の労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談件数等の合計

【内訳】

相談者数 <u>合計 1,020件</u>	労働者…………… 117件 労働者の家族や知人…………… 10件 事業主…………… 671件 社会保険労務士…………… 149件 地方公共団体…………… 24件 商工会議所…………… 15件 その他…………… 34件
相談内容 (複数回答) <u>合計 1,093件</u>	解雇・雇止め…………… 12件 休業…………… 144件 雇用調整助成金…………… 527件 雇用保険…………… 13件 賃金…………… 24件 労働時間…………… 13件 休暇…………… 67件 就業規則…………… 4件 安全衛生…………… 14件 労災補償…………… 1件 保護者の休暇取得支援(助成金) …… 199件 その他…………… 75件
業 種 <u>合計 978件</u>	道路旅客運送業…………… 58件 道路貨物運送業…………… 6件 宿泊業…………… 142件 飲食業…………… 81件 旅行業…………… 38件 製造業…………… 247件 労働者派遣業…………… 24件 医療、福祉…………… 23件 卸売業、小売業…………… 54件 建物サービス業…………… 14件 その他…………… 291件

【相談者数の推移】

2月14日	1
2月17日	2
2月18日	9
2月19日	5
2月20日	7
2月21日	6
2月25日	12
2月26日	19
2月27日	10
2月28日	44
2月29日	1
3月2日	98
3月3日	124
3月4日	100
3月5日	104
3月6日	101
3月9日	121
3月10日	77
3月11日	95
3月12日	84
合 計	1,020

3 各種助成金の新設及び特例措置等の状況 (別添 2)

(1) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (新設)

(2) 雇用調整助成金 (特例措置の拡大)

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について

労働者が安心して働くことができる環境整備のための支援策があります

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるように、幅広い支援を行っています。

企業の皆さま、今回ご紹介する各種助成金制度等を是非活用いただき、新型コロナウイルスの影響を受ける労働者の皆様が休みやすい環境整備にご協力をお願いします。

- **1 2** の申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続きが決まり次第、早急に周知します。
- 制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、周知します。

1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度の創設）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設いたします。

対象事業主	支給額
①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給（※1））の休暇を取得させた事業主。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※2）に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども （適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇） ※1 年次有給休暇の場合と同様 ※2 小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等	〔 休暇中に支払った賃金相当額 〕 ×10/10 ※ 1日あたり8,330円を支給上限 ※ 大企業、中小企業ともに同様

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。先行拡充した特例措置に加え、クーリング期間要件の撤廃、被保険者期間要件の撤廃を行います。また、助成対象となった事業主が感染拡大防止に資するために行う一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業も対象となります。

加えて、他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、さらなる特例措置を講じます。

一般的な場合	宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道）（一定期間内）
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒ 全業種 （※2月28日に先行拡充済）	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 （3か月10%以上低下 ⇒ 1か月10%以上低下 ）	生産指標要件 → 満たすものとして扱う
被保険者が対象	被保険者以外の労働者も対象
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）
計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	
クーリング期間要件の撤廃（前回の支給対象期間満了日から1年経過していなくとも助成等）	
被保険者期間要件の撤廃（被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象）	